

# しが障害者施設応援企業認定による主観点の申請について ～来年度(令和8年度)申請(令和7年度中の調達等実績)から適用～

- 来年度(令和8年度)申請から、しが障害者施設応援企業認定による主観点に特定副産物による提供(寄付)の項目が追加になります。
- 入札参加資格申請における申請方法は次の通りです。
  - 1 滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システムにてしが障害者施設応援企業認定で次の項目※を申請  
 調達・提供(特定副産物以外)  提供(特定副産物)
  - 2 提供(特定副産物)の項目を登録した場合は、報告様式および添付書類を県に提出  
 (申請が調達・提供(特定副産物以外) のみの場合は提出する様式はありません。)

## 見直しの概要

### 【令和8年4月1日以降の入札参加資格審査申請から適用 主観点数見直し概要】

- ①しが障害者施設応援企業認定に関する主観点数を調達額や提供(寄付)額に応じた3段階の区分に変更する。
- ②特に、特定副産物(※)の提供(寄付)について、提供(寄付)額に応じた主観点数を加点する制度を新設する。  
(①②合わせて上限10点)

※特定副産物・・・「事業者が施工した現場から発生する建設副産物で、かつ、滋賀県に所在地を有する障害福祉サービス事業者および社会的事業所において障害者が行う生産活動により再生資源化できるもの」

#### しが障害者施設応援企業認定制度による認定【障害福祉課】

※従来と変わりません。

調達 提供(寄付)	120万円以上	90万円以上 120万円未満	60万円以上 90万円未満	30万円以上 60万円未満	3万円以上 30万円未満
認定級	A級	B級	C級	D級	E級



#### 入札参加資格審査に係る主観点数の審査【監理課】

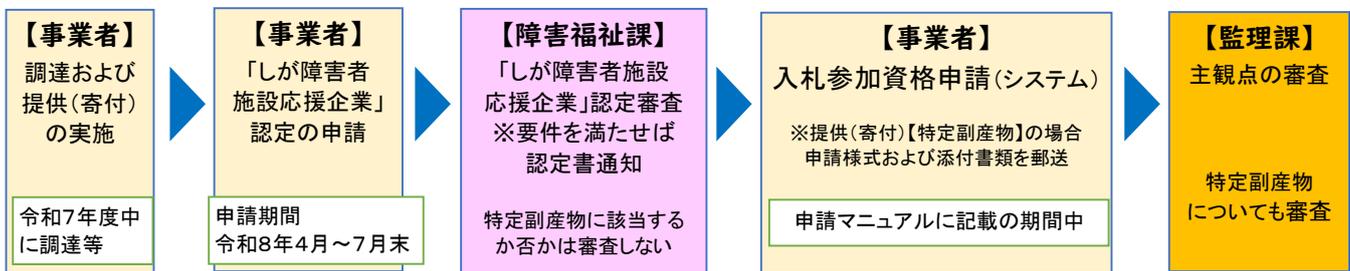
調達 提供(寄付)【特定副産物以外】	60万円以上	30万円以上 60万円未満	3万円以上 30万円未満
主観点数①	10点	6点	3点



提供(寄付)【特定副産物】	10万円以上	6万円以上10万円未満	3万円以上6万円未満
主観点数②	10点	8点	6点

※①②合わせて上限10点

## 申請・認定の流れ



# しが障害者施設応援企業認定による主観点 Q&A

(1)障害者施設からの調達や資材等の提供(寄付)をすれば主観点として加点されますか。

A:

主観点として加点されるためには、調達や資材等の提供(寄付)の実績をしが障害者施設応援企業認定制度に申請し、しが障害者施設応援企業として認定される必要があります。しが障害者施設応援企業認定制度に申請されていない調達や提供(寄付)は加点対象になりません。

(2)主観点の対象となる調達や提供(寄付)とはどのようなものですか。

A:

しが障害者施設応援企業認定が主観点の要件となりますので、しが障害者施設応援企業認定要領に定める調達や提供(寄付)が対象になります。

(参考)

しが障害者施設応援企業認定要領 (2)

ハ 次号に定める滋賀県に所在地を有する障害福祉サービス事業者および社会的事業所から、年度ごとに別表に定める額の物品または役務の調達を行っていること。

ニ 次号に定める滋賀県に所在地を有する障害福祉サービス事業者および社会的事業所に対して、障害者が行う生産活動に直接資する材料、物品等を無償で定期的に提供していること(ハに掲げる物品または役務の調達に応じた金額に相当する便益があると認められる場合に限る。)

(3)特定副産物の提供(寄付)について、どのようなものが対象になりますか。

A:

しが障害者施設応援企業認定要領に定める提供(寄付)のうち、事業者が施工した現場から発生する建設副産物で滋賀県に所在地を有する障害福祉サービス事業者および社会的事業所において障害者が行う生産活動により再生資源化できるもの、が対象になります。事業者が施工した現場から発生する建設副産物を滋賀県に所在地を有する障害福祉サービス事業者および社会的事業者に対して、障害者が行う生産活動に直接資する材料、物品等として、無償で定期的に提供していることが必要です。また、事業者が施工した現場以外(本社・営業所や建設工事以外の業種の現場)で発生した材料、物品等は対象になりません。

(4)入札参加資格申請における主観点の申請はどうすればいいですか。

A:

特定副産物の提供がない場合は、入札参加資格申請システムにおいて申請の際に「調達・提供(特定副産物以外)」の項目で該当する金額の区分を選択して下さい。郵送する書類はありません。

特定副産物の提供がある場合は、別紙様式11「しが障害者施設応援企業認定制度認定における特定副産物提供報告書」を作成し、添付書類をつけて県に郵送してください。入札参加資格申請システムの「調達・提供(特定副産物以外)」、「提供(特定副産物)」の各項目では、「しが障害者施設応援企業認定制度認定における特定副産物提供報告書」中の「2 しが障害者施設応援企業認定における調達および提供額の内訳」で記載した金額に基づいて該当する金額の区分を選択して下さい。

(5)しが障害者施設応援企業における提供(寄付)に認定されれば入札参加資格申請においても特定副産物の提供(寄付)として認められますか。

A:

特定副産物として該当するかどうかの審査は入札参加資格申請後に監理課において実施します。しが障害者施設応援企業認定の際には特定副産物に該当するかどうかの審査は行いません。

特定副産物の提供(寄付)を主観点として加点を受けるためには、障害福祉課が行うしが障害者施設応援企業認定において制度の趣旨に沿った提供であることの認定を受けることと、監理課が行う入札参加資格申請において特定副産物であることの審査が必要です。

申請先・問い合わせ先

【しが障害者施設応援企業認定に関すること】

滋賀県健康福祉部障害福祉課 社会活動係 TEL 077-528-3541



しが障害者施設  
応援企業のページ

【入札参加資格および主観点数に関すること】

滋賀県土木交通部監理課審査契約係 TEL 077-528-4116



公共工事入札情報  
のページ